

日本の伝統的文化と広池千九郎の道德思想

——「広池千九郎研究」に関する補説——

目次

- 一、はじめに——日本人論をめぐる——
- 二、広池千九郎の日本研究とその成果
 - (一) 広池千九郎の道德思想の淵源
 - ① 日本民族の特性——道德性に富める民族——
 - ② 日本の古典に見る道德論——二つの神話——
 - ③ 日本民族の道德思想の根本精神——慈悲寛大自己反省——
 - 三、まとめ——善き伝統を受け継ぐ——

一、はじめに——日本人論をめぐる——

(一)

すでに思想形成という視点から「広池千九郎研究」を進めてきた。この研究は今後二・三の論説の発表をもって所期の課題を完結したいと考えているが、その間、いくつかの重要な問題を積み残してきた。その一つは、広

井 出 元

池の「日本の伝統的文化」ないし日本人の国民性や民族性に対する洞察の問題である。広池の道德思想の基礎をなしているのは日本的な価値観であり、(それは広池が日本人であることの当然の帰結であろうが)、その背後には日本人としての自国の伝統的な文化に対する深い敬愛の念と鋭い洞察があり、それが現代の我々に重要な示唆を与えている。この点については、広池が中国学の先達であること、また小生自身中国学を専攻しているということから、主として儒教の倫理を中心として考察して来た関係上、十分な考察がなされなかった。

しかし、最近の日本人論、たとえば「日本文化の再発見」、「日本人らしさの探求」、「世界に通用する日本人論の模索」などという一連の思潮から考えると、この「日本の伝統的な文化」への洞察という問題は、きわめて今日的な課題である。日本人とは何か、日本人の国民性の特色、日本人と外国人との違いという問題は、それ自体我々にとって興味を引くものであり、関心の深いものである。しかも、それ以上に、この問題はこれからの日本および日本人の進路を考えていく上で重要な関心事でなければならぬ。今日盛んに唱えられ、また我々自身が感じるところの「日本の伝統文化を受け継ぎ、世界に貢献できる日本人」というテーマは、世界の平和、人類の安心と幸福という遠大な目標を掲げるモラロジーの立場からすると、正面から取り組むべき問題であり、広池千九郎の思想を考察する上でも重要なテーマでなければならない。そこで、今まで進めてきた一連の広池千九郎研究の「補説」として、改めて「広池千九郎の道德思想」と「日本の伝統的な文化(思想)」とのかわりを考察する。

(一)

ここで、あえて日本の伝統的な文化(国民性)という視点を設けた、もう一つの理由を述べておきたい。なぜ

ならば、「これからの時代は、国民性とか民族性とかいう問題よりも、人間性そのものが問題として重要である」という立場に立つと、上記の問題はまさに時代を逆行するものといわなければならないからである。確かに交通事情の発展に伴い世界は急速に狭くなった。ビジネスにしても「世界」全体が対象となった。しかし、昨今の世界の激動の様子を見ていて誰もが感じたであろうことは、なんと多くの国が、それぞれに独自の歴史と文化を育みつつ共存してきたかということであり、また、これからも共存していくであろうということである。そして、今日、マスコミを通して知ることができる民族間、人種間の対立の事情からみても、世界国家などというものは望むべくもない。さらに多民族国家が大部分を占めるといふ現状からして、一国の内においてすら同一の価値観を有することは至難なことである。つまり、人類がすべて同一の価値観を有するなどということは夢物語なのである。そこで、われわれにとっての急務は、国民性や民族性の解体ではなく、いかにして異質な国家体制や異質な文化的特性を許容し、他の国と、また他の民族と共存の道を開拓していくか、という課題に取り組む、その解決策を見出すことである。このことは決して双方が没個性となり、中間色の文化を生み出すことではない。

では如何なる道を進むべきなのであろうか。この点について、昭和四十一年に文部省の「広報資料三三」として発行された『期待される人間像』¹⁾という冊子が、極めて示唆に富んだ見解を展開している。

本書は、「第一部 当面する日本人の課題」と「第二部 日本人に特に期待されるもの」から成っている。この中で、特に注目されるのは、第一部の中で「今日の国際情勢」という主題のもとに、日本人に対する要請が展開されている点である。もちろん四半世紀前の提言であり、我々の身の回りの事情は一変したとはいえ、以下紹介するような見解は、今日においてもなお傾聴に値する。その要旨を紹介しよう。

まず、第二次世界大戦の結果、日本の国家と社会のありかた、および日本人の思考法に重大な変革がもたらされたとし、とくに敗戦という体験は、日本の国民全体に「過去の日本および日本人のあり方がごとごとく誤ったものであったかのような錯覚を起こさせ、そのため日本の歴史や日本人の国民性というような問題は無視されがちとなった。そのため新しい理想が掲げられはしても、それが定着すべき日本人の精神的風土のもつ意義はそれほど留意されていないし、日本民族が持ち続けてきた特色さえ無視されがちであった」と述べている。⁽²⁾ この指摘は、とかく愛国心に乏しいと評される現代の日本人の病根を端的に示すものである。特に「自国の精神的風土」が有する意義や、その「民族の特色」などに対する軽視は、否めない事実である。さらに続けて「日本および日本人の過去に改められるべき点も少なくない」としつつ、

そこには継承され、発展させるべきすぐれた点も数多くある。もし日本人の欠点のみを指摘し、それを除去するの急であって、その長所を伸ばす心がけがないならば、日本人の精神的風土にふさわしい形で新たな理想を実現することはできないであろう。われわれは日本人であることを忘れてはならない。

と提案している。⁽³⁾ この提案は今日でも十分に有効である、いや今日ますます重要性を増してきたというべきであろう。そして、将来における日本人の生き方について、

日本は西と東、北と南の対立の間にある。日本人は世界に通用する日本人となるべきである。しかし、そのことは、日本を忘れた世界人であることを意味するのではない。日本の使命を自覚した世界人であることが大切なのである。真によき日本人であることよって、われわれは、はじめて真に世界人となることができる。単に抽象的、観念的な世界人というもの存在しない。

と述べている。⁽⁴⁾ まことにもつともである。ちやうど「本當の立派な木なることは、松になるか、梅になるか、杉になるか、何らかの個性を通じなければなり得ない。そうでない木というものは観念的存在にしかすぎない」というたとえの通り、「真のコスモポリタン、真のインターナショナルナリストは最も徹底した、最も洗練されたナショナルリストでなければならない」のである。⁽⁵⁾

そして、日本は与えられる国ではなく、すでに与える国になりつつあり、世界の平和に寄与する国にならなければならぬ。そのためには「強く、たくましくならなければならない」という。その「強さ、たくましさ」とは武力や権力ではなく、「人間の精神的、道徳的な強さ、たくましさ」を意味している。⁽⁶⁾ このような提案は、昭和四十一年の当時より今日の方が、より切実な問題として受け取られなければならないであろう。

以上のごとき提案に基づいて、第二部においては「日本人にとくに期待されるもの」という主題のもとに、「個人として」・「家庭人として」・「社会人として」・「国民として」という四つの視点から「期待される人間像」が展開されている。それぞれ重要な提案であるが、ここでは「国民として」の項目に注目してみよう。

まず「正しい愛国心をもつこと」として、「正しい愛国心は人類愛に通ずる。真の愛国心とは、自国の価値をいっそう高めようとする心がけであり、その努力である」としている。⁽⁷⁾ 次に「象徴に敬愛の念をもつこと」を挙げ、日本の歴史をふりかえるならば、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴として、ゆるがぬものをもっていたことが知られる。…：天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。けだし日本国の象徴たる天皇を敬愛することは、その実態たる日本国を敬愛することに通ずるからである。このよ

うな天皇を日本の象徴として自国の上にとだいてきたところに、日本国の独自の姿がある。⁽⁸⁾ としている。このなかで提示されている、自国を愛し、天皇を敬愛するということは、決して古き時代の名残りでなく、真の日本人となるための必須の条件であり、この国民性・民族性を自覚し、その上で、他の国々の特

質を相互に許容していくことが（寛大に受け入れていくことが）大切であるというのである。

思うに、これらの問題は一国、一民族の問題というよりは、我々一人一人の胸中の問題であり、特に自国の歴史に疎いといわれ、愛国心に欠けると評される日本人にとって重要な意味を有する問題である。国際人は精神的に無国籍人であってはならないのである。そのためには、一人一人が、まず自らの国民性ないし民族性の特質を正しく理解することが先決である。日本人として、世界の平和、人類の幸福に寄与し得るような部分、いいかえれば世界の平和への指針となり得るような独自の日本文化を正しく理解し、それを日本人としてはつきりと自覚することが重要な課題である。ここに「日本人とはなにか」と自問する意義がある。

このような問題意識に立つと、かつて広池千九郎が、明治四十一年（一九〇八）に『伊勢神宮』の冒頭で提唱した次のような見解が注目される。まず「我が国体の研究は世界における時代的知識の上に立てる正当穩健なる学問上の主義によるを必要と信ず」とし、さらに、

普通教育の要は、国民固有の性格を保存發達せしめ、その国家の基礎を鞏固にし、その国家の進歩發展を期するものなり。もしそれその国民の固有する事物に至りては自然に放置して可なり、これを説明するに及ばず、誘掖するに及ばずといふものごときは、これ教育を無視する暴論にして取るに足らず。（略）我には我固有の大道の存するありて、我國民の精神界を支配し、我國家の基礎となれるなり。

と述べ、さらに「日本人として日本の伝統的文化に対する歴史的考察と、それに対する認識を深める」ことの重要性を提案している⁽¹¹⁾。そして『伊勢神宮と我が国体』（大正四年刊）の中で、日本民族に対して「世界の諸民族」に向けて有する「天の使命」を促し⁽¹²⁾、さらに「実に我日本帝國憲法の根本原理は将来世界の政治外交立法及び教化の基礎となり、人類の幸福、文化の原動力となるもの」という信念を吐露している⁽¹³⁾。

このように広池の場合も、日本人として日本の歴史を尊重し、その文化的特色を探求し、世界平和に寄与し得る要素を模索しているのである。そこで、この研究にとりかかるに先だって、広池千九郎における日本研究の展開、およびその成果という問題を整理しておかなくてはならない。

二、広池千九郎の日本研究とその成果

(一) 広池千九郎の道德思想の淵源

広池は自己の思想体系の沿革を述べるにあたって、「日本国体の研究」より進んで「道德科学（モラロジー）」の研究を思い立ったとし、その経緯は複雑であるとしながら、第一が、「明治三十年頃に於ける国体の研究の開始」、第二が、「明治四十一年の『伊勢神宮』の編纂」の二つの項目を明記している⁽¹⁴⁾。後述するように、これは単に自己の学問の経緯を述べただけでなく、自己の思想の源ならびに、その信条とするところを明示することを意図している。

また同書の「予の道德科学の研究を思い立てる動機及び理由」の項にて、その学問的背景を論じ「東洋法制史の研究」と「皇室の研究」を挙げている。「東洋法制史の研究」は、今日出版されているものを見る限りにおいて、日本の律令と中国および韓国の親族法に関するものであるが、その主題は日本の法律の源を明らかにし、日本文化の特質の解明にある。また「皇室の研究」は、直接に日本文化の特質の解明を主題とするものである。そして「幸に日本皇室の万世一系なる原因は、天照大神の最高道德実践に本づくものなることを発見して、道德の權威の偉大なることに驚いて、これより道德研究の必要を感ずることが愈々深くなった」とし、さらに、

我が建国の眞の精神と我が国体の眞の万国に冠絶する所以と、我が日本帝國及び吾人日本民族が世界の諸民

族と対して有する所の天の使命とを学問上將た信仰上から証得し自覚し得たのは、全く明治四十二年以後予の神道に対する信仰心の高潮せし結果に外ならぬのであると思考して、深くこれを神明に感謝している次第である。

と述べているように、⁽¹⁶⁾皇室の研究を核とする日本の伝統的文化の解明は、広池の学者としての信条の起因する所である。いいかえれば「日本国体の研究」とは、天皇および皇室に関する研究を通して日本人の民族性ないし国民性の特質を明らかにすることを意味しているのである。では「日本国体の研究」とは、どのような内容のものであろうか。

「日本国体の研究」の背景

先に紹介したように、自己の道德思想の淵源について「明治三十年頃における国体研究の開始」としている。明治三十年といえば、上京して『古事類苑』の編纂員として資料の収集に尽力していた頃であり、一方『歴代御伝』の編纂に取り掛かっていた頃である。この二つの事業は広池をして日本の伝統的文化に対する造詣を深からしめたものであるが、しかし、その根底には日本の歴史に対する青年時代よりの研鑽がある。

広池が日本の歴史に対して関心を寄せた最初の出来事は、青年時代に小川含章のもとで頼山陽の事跡と業績に触れたことであつた。「頼山陽之讚」という文のなかで、山陽の人となりと『日本外史』を称えている。⁽¹⁷⁾また遊びながら日本の歴史をおぼえさせようという意図で作られた『小学歴史歌』も若き広池の歴史教育に対する情熱の一端を示している。⁽¹⁸⁾さらに二十五歳で『中津歴史』を出版し、翌年上洛して『史学普及雑誌』を刊行したのも、歴史研究、歴史教育への並々ならぬ期待を示している。このように青年時代を通じて日本の歴史へ注目し、歴史教育の意味を説き続けたのは、小川含章の指導によるものであつた。「小川の教えにより、日本の国体の偉大なる

ことがわかり、それが源となつて、あらゆる研究が成り立つた」という述懐の意味するところは十分に吟味しなければならぬ。小川より学んだものは、日本の伝統的文化の優秀さを通して、日本人としての信条を確立し、日本人としての自覚を持つということであつたと考えられる。⁽²⁰⁾さらに『古事類苑』の編纂を通じて日本文化への洞察を深めたのは、その後の広池の学問の領域に広さと深さを与えた。『古事類苑』の宗教部・神祇部などの編纂は、広池の日本学にとりくむ者としての基礎を確固たるものとしたのである。

このような中から日本固有の道德思想への注目がなされ、後述する『伊勢神宮』を出版するのである。『皇室野史』―『伊勢神宮』―『日本憲法淵源論』と展開されている日本論は、「予定の計画」であつたとして⁽²¹⁾いる。

また『日本文法にてをほの研究』（明治三十八年刊）を執筆したのは、「ことだま」としての日本語についての関心の深さを示している。このことについて、次のようなメモが残されている。

（明治）三十六年九月三十日夜、上田万年先生いわく、「日本語は一種不思議の語なり、語の数少なくして、學術語としては尤も劣等なるが如くあれど、熟々これを觀察するに、国の東西を通じて能く相い通じ、また過去千年以上の語も、今日普通のものに読みて聴かしむれば、能くこれを解するを得るなり。かかる国語は世界にこれなし。国語がかく古今不変にして、東西南北みな同一なりとの事は、即ち日本国民が統一的性質、不変的性質を有する証にして、觀じ来たれば万世不易の皇室を戴くも、国民のこの特性に基くものなりと。」⁽²²⁾

日本語の古今不変、東西同一という点に、その特質を見いだし、それが日本人の国民性の特質を示唆しているというのである。このメモは、広池において日本語の研究と国体の研究とが深くかかわりのあるものであつたとを示している。明治三十八年前後に相次いで『日本文法にてをほの研究』・『支那文典』を公刊しているが、日本語の語法と中国古典の語法、とりわけ漢字の持つ特性を知ることとは、とりもなおさず日本語の母体を知ること

であり、日本文化の源を探究することに通じるものである。

また明治四十一年に神宮皇学館で「神道」の講義を担当するにあたり、神宮皇学館教育の趣旨に「皇国の道義を講じ」とある部分を解釈して、「ここにいわゆる皇国の道義を講ずるといふことは、単に学問として倫理学を講ずるといふことにあらず。また各国の道徳法を講ずる事にあらず。全く我が日本固有の道徳法を講明することに外ならざるものと信ず」とし、「いわゆる皇国の道義とは我が日本民族の間に発達せる道徳法といふことに外ならざるべく、而して、いわゆる日本民族間に発達せる道徳法とは、余の考えをもってする時は、神道に外ならざるべき事を確信す」と述べている。²³ 広池の学者として、また教育者としての信条を吐露したものと解すべきであろう。

このように広池博士の生涯にわたる大部分の業績は、何らかの意味において日本文化の特質を解明することとかわりのあることであった。いいかえれば、広池は種々の方面から日本文化の独自性に注目し、日本文化の特質（「日本の国体」）を探究し、日本文化の世界平和への貢献を提唱していたのである。

また、広池にとって「日本の伝統的文化」とは、単に学問上の関心にとどまるものではなく、それを自らの日常における行動を通して体現していくべきものであった。たとえば、広池は終始厚い信仰の念を抱いている。『広池千九郎日記』に記されているように、ことあるごとに神社に詣でて誓いを立て、また、病床に臥しつつ「ざんげ」をくりかえす生き方は、「神」に対する深い信仰によって支えられたものである。それは父半六の「敬神」「尊祖」の家庭教育により先鞭をつけられたものであるのだが、特定の神を信仰するのではなく、日本人独自の森羅万象を司る「根本神」に対する信仰である。広池は「根本大元の神霊」、「天理王の命」、「宇宙根本唯一の神」など、種々の表現を用いているが、それらはすべて神話上の「天の御中主の神」の謂いである。そして、この「神」に対する感情は、広池の研究によると、日本人の国民性として育まれてきた信仰心なのである。そこで、広池に

とっては、その信仰心を自覚的に感得し、人生の支えとすることに努めることが重要であったのである。つまり、「神」への信仰を通じて真の日本人たらしめるところに、広池の求道者としてのテーマがあったと考えられる。『日記』に記された「神」に対する誓いのことばは、正に日本的な神の観念を感得することであった。たとえば『広池千九郎日記』に、病床に臥しつつ書かれた、次のような一文がある。

予は甚だしき心得違い、まだまだ一つありしことを心付けり。それは、およそ人間が一旦思いし事は、たとい行わずとも己の心の曇りとなりて、現実の己の身上にさわることは申すまでもなきことにて、たといその当時には己の心の力、肉体の力が強いから何のさわりもなきことも、老年となるか、または心神衰弱するよりの場合にこれを思い出して心の曇りを生じ、ついに病となるとか、または相場、博奕、際物等の不正事をなして、富めるものが往々その身一代、または二・三代目に全く没落するは、かかる性行の人は必ずどこかにおいてすまきを生ずるから、それによりて然るとうごときことは、これまた当然信ぜらるべき有形の道理なり。然るに無形なる天然の理というものありて、その無形の理が、有形の身上や運命に現れて来るものであるのに、予は発病以来、かえってこれに対して充分に重きを置かざる傾向ありしことを心付けました。

(略)而して今回の病のごときも、積年の心使いと苦辛との結果、重き痼疾となり、その痼疾が再発したのではあれど、これを引き起こしたのは、やはりただ当夏、肉体の苦しみをしたというだけではない。心使いが天理にそわぬところありしより起こりしものと思ひ、深く恐れ入っております。したがってこれを直すには、立派な心使いが大切であると思っております。而して、だんだん心が研かれて来るからには、少しの曇りも直ちに見ゆる理なるをもって、余程小なる心埃も、これを起こしてはならぬことと自覚致しました。

自然の法則には、決して偶然ということはないはずであるからである。宇宙の法則に無形上の連絡という

ことがあるということは科学上では分からぬが、しかし人為の道德法や習慣法や法律では現にこれを認めて、善意に対する相当の制裁を加えて居るのである。ただそれが宗教でいうところの因果法はあまりに微妙であるから、人が怪しむだけのことでであると私は信じて居ります。道德や法律上の制裁のごときも、これを物理学的因果法から律したらば随分漠然たるものにて、ほとんどわけの分からぬものであれど、人々皆これを承知して居るのを見る時は、この無形上の因果律はすなわち人心の奥に存在して居るものにて、いわず語らずに、科学万能主義の人でもこの制裁には首肯するのであるから、たとい小宇宙たる各人の心にて一寸にはわからぬことであるにしても、この無形の理が大宇宙に存して居ることは間違いないと思わ(25)る。

以上、長文であるが、この文の中に、「心使い」がその人の肉体や運命に及ぼす影響を考え、「有形」「無形」の因果律の存在することを悟ろうという生き方が如実に示されている。そして、この因果律を主宰するものとして「神」が想定されているのである。つまり、この心身の因果律を信じるのが「神」を信ずることなのである。

たとえば、「正午、日光浴を取る。その際天地自然の状態を観察し、顧みて宇宙の真理に想到す。：熟々天地自然の現象を観よ。：然らばすなわち、己れの身に近きものや、己れの利害に関係あることを悲哀し、憤慨し、怨恨し、喜憂するは浅暮なることなり。己れを捨てたる聖人の心にあらず。見よ、神はこの森羅万象を包括して喜憂することなく、自然の法則は悠々として迫らず。何事を見聞しても憂うるなかれ、悲しむなかれ、怒るなかれ、怨むなかれ、不足をつむなかれ。その必要は決してこれなし。悪をなす人には映(よび)の理巡り来たり、善をなす人には幸福あり。皆こちらよりやきもきせずとも、天理循環、因縁の理は一糸(ひと)不紊(な)れず、必ずそれぞれに報いあり。その心をもって万人万事に臨み、ただ己れの心を研ぎ、己れの本分を尽くし、日の寄進(よき)を忘れずば、心広大にして快活なり。正に大宇宙と一致して心界(せんがい)織塵(せぢん)なからむ」とあり、「予は、死生みな神意(かみごころ)なり、因縁なり、自療にて死

するも因縁、医にかかるも因縁、薬を飲んで死するも因縁、飲まずして死するも因縁なりと確信(たし)す」とも記している。この文中の「神」あるいは「神意」とは、森羅万象の盛衰興亡をつかさどる自然の法則ともいうべき「善因善果」「悪因悪果」を主宰する根本神の謂いである。「我が国にて神と称するは『古事記』の初めに見ゆる天御中主神なり」と記していることからすると、この「神」に対する信仰は、日本の古典の中に出でくる「天の御中主の神」に対する信仰に通ずるものである。

さらに晩年に至り、モラロジー教育の将来について「天地神明の御照鑑、御守護」を祈り、道德科学専攻塾の開塾、谷川・大穴の開塾について「神様の力でなくてはできる筈(はず)なし」とし、モラロジーの完成と普及について「神様の御心にて出来、神様の御手引きにて広がるものと考えるほか考えようなし」と記している。⁽²⁹⁾これらの広池の日々の神に対する誓いとその信仰心の深まりは、日本人として日本の伝統的な文化を自覚することの深化に通じるものである。

そして、これらの学者としての、また一人の日本人としての生き方に先鞭をつけたのが、先に述べた小川である。そこで、自己の生涯を回顧して、

私の勤皇奉公の事跡は、要するところ先師小川先生の提撕(ていせい)と、私が十九年間神宮に奉職した経歴の上とからだんだん培養されてきて、十七歳より今年七十三歳までを計えて五十七年、その間逸楽を為さず、名誉を求めず、利益を求めず、何物を求めたことなく、ただ皇室の御為、国家の為を思わしていただいて、遂に今日に及んだ努力の歴史であるのです。私の一生の事業は、我が万世一系の国体を擁護し奉っていかうという事のほか、何物をも含まなかったのであります。⁽³¹⁾

と述懐しているが、これは広池の生涯を考える上で極めて重要である。「勤皇奉公」といい「万世一系の国体」と

いい前時代的な表現であるが、国民としての国家に対する義務と天皇制に示される日本文化への理解は、今日でも重要な関心事でなければならぬであろう。これらは共に日本人の伝統的な考えかたであり、それを擁護していこうというところに学者としての、また教育者としての、ひいては日本人としての広池の自負するところがあり、その人生は「神」への深い信仰によってささえられたものであったのである。要するに「日本の国体の研究」をもって自己の思想の淵源とするとしているのは、単に学問上の沿革を述べたものではなく、日本人の民族性ないし国民性の根底に流れている日本人の生き方を、自らの生き方とする求道者としての体験をも意味するものであると考えられる。

以上、概観してきたことから、広池が日本の伝統的文化に極めて深い造詣を有していたことが知れる。このことから、広池千九郎の道徳思想は日本の伝統的文化ときわめて密接なかかわりをもつものであることがうかがわれよう。武士道といい、大和魂といい、それらは過去の遺物と目される部分があることは否めない事実である。しかし、広池は日本の文化の時空を越えた不変的（普遍的）なもの、ないし世界の平和と人類の幸福に寄与し得る日本文化に注目し、また自らもその実践に尽力しているのである。では、広池は日本文化のどのような側面に、その独自性と普遍性を見いだし、自家薬籠中のものとし、自己の道徳思想の体系中に組み込んだのであろうか。

(二) 広池千九郎における日本研究の展開——日本人の道徳観——

広池の日本に関する研究としては、まとまった形で紹介したことはないが、「広池千九郎における東洋思想史研究」・「広池千九郎の義務先行説の形成」・「伝統の原理の形成——広池千九郎の生涯と伝統尊重の精神の深化」⁽³⁴⁾・「神の原理の形成——広池千九郎における信仰と道徳」⁽³⁵⁾・「広池千九郎とモラロジー——学究と究道」⁽³⁶⁾等の論考で、広池の思想形成を論じた中で随時触れてきた。以下、重複する部分は極力避け、広池の日本研究の展開の諸相をみていこう。

① 日本民族の特性——道徳性に富める民族——

広池は「平和愛好の民族」として日本人をとらえ、大正の初期「近世思想近世文明の由来と将来」というテーマで行った一連の講演で、一貫して「日本文化の世界平和への寄与」という問題を提示している。その中で日本民族は「世界における最も温和平和なる国民」であり、それは「権利」についての考え方にもっとも端的にあらわれているという。例えば、日本人が「権利」については「無頓着」であるのは、「これ日本古来の民族性であるので、決して日本文化の程度が低いためになく、日本人の意志の弱いためにないもので、天性温和、平和を好み、上品に生まれついているためである」としている⁽³⁷⁾。そして「こういう世界第一の温和平和の日本国民は何かひとつの卓異せる点がありそうなものである。果して日本人は人類の生活として精神的、形式的、両方面にわたって最も重要な国民的信仰をもっている」と指摘している⁽³⁸⁾。また、日本人が国体を尊重することを述べ、「実に、かの中国をはじめ諸外国は、みな政体 (form of Government) を尊びますが、我が日本は国体 (独語の Staatsform に当たる、英語に適訳なし)。「教育勅語」には fundamental character of our empire とせり) を尊ぶので、善政はそれから自然に出るので、これが非常に大なる彼我の相違です」とし、その「国体」は「天照大神と歴代天皇の聖徳」に対する「国民的信仰」に由来するもので、この「国民的信仰」に見る国民感情こそ、日本人の温かな性質を示すものであり、それは世界平和の道標となるべきものであるとしている。

また広池は、日本の古典に示された日本民族の信仰の実質は大変進歩したものであって「単に神を拝するだけ

でなく、根本神靈の意志を認め、これに一致して活動すること」をもって「信仰の実質」と考えていたとし、さらに日本民族の道徳思想は「神を信仰し神の恩寵をもとめる所以は、神の意志、目的に合致する心身行為をもって人を愛し、世のため国のために、無我の慈愛をもって働くということにある」とし、これは古典の随所に見いだすことができる⁽⁴⁰⁾と述べている。要するに日本人は本来道徳性に富み、その実践を重んじる民族であったというのである。これらの見解は決して日本人の考えかたを普遍的なものであるとして、その価値観を他の民族に押し付けるものではない。広池はあくまで、世界平和への日本人の寄与ということを問題としたのである。そのためには日本民族の文化の伝統を探索しなければならなかった。

② 日本古典に見る道徳論―二つの神話―

広池が日本民族の伝統を伝えるものとして注目しているのは『記紀』に描かれた神話である。『道徳科学の論文』の中で、まず「歴史（歴史家）の職分」について「各時代における人間の精神作用と行為を正確に記述する」にあるとし、⁽⁴¹⁾「古典は長年にわたる人々の貴重な経験の集積、総合されたものであり、神話、おとぎ話といえども歴史的资料として十分な価値がある」と述べ、⁽⁴²⁾日本の古典は日本民族の慣習と制度とに基づいて成立したもので、日本の古代における社会生活の真相を伝える「貴重な歴史的资料」であることを強調している。⁽⁴³⁾つまり古典に見られる故事、伝説は、日本人の国民性を示すという意味において単なる思索創造の産物ではないというのである。神話とか伝説・昔話の類いは、それが長い年月を経て古典としての位置を確保してきたものであり、その意味において、一人の空想の物語とは異なるのである。神話として時代を超えて尊ばれてきたという事実を尊重する立場である。これは今日でも十分に承認されている神話についての考え方である。

そして『記紀』を通して広池が注目しているのは、「吾人日本民族は祖先以来世界における精神的中心ともなるべき道徳性に富める人種」であり「その道徳心の根底には極めて卓絶した偉大なものが存在して居った」という点である。そして、その民族性を端的に示しているのが、イザナギ・イザナミの二尊の「禊」の神話と「天照大神」にまつわる神話であり、そこには「日本民族の道徳の基礎的精神」が宿っていると⁽⁴⁴⁾している。

「禊」の神話

イザナギ・イザナミの「二尊」については、その「禊」の神話に注目している。まず『古事記』上つ巻にみる「身禊」の神話について、

二尊の禊祓後における三貴神の出現せる事實は、実に世界人類の歴史において特筆大書すべき事件にして、道徳上の信念の自覚の力が、いかに大なる結果をもたらすものであるかという事を証明したものであると考
えられる。

として、それは「日本の民族性の発揚」、「固有神道の精神の発露」、「日本国民の道徳上に重大な関係を有するもの」であると述べている。⁽⁴⁵⁾そして、「二尊の禊祓」は、日本民族の間に行われた一つの慣習であり、「すべて我が心の穢を祓う所の道徳上の儀礼」であり、『古事記』の記事に徴すれば、イザナギの尊の「道徳上における深き御信仰の然らしむる所から起こった所のひとつの大なる御修業の結果に外ならぬもの」としている。⁽⁴⁶⁾そして、これを踏まえて、

人類の幸福文明は、個人の力によりて発生進歩すべく、個人の力は意志の力をもって根本となし、意志の力は比較的自由にして、これを道徳的に活用する場合において初めて人類の幸福文化を資くるの効果ある事を

知るを得たり。

とし、その結果「社会及び国家は人類の道徳によりて結成せられ幸福文明またこれによりて進歩することを知るを得たり。而してまた道徳は慈悲をもって最高最大のものと為し、その程度と分量とによりてこれを実現するところの個人の幸福の確定せらるることを認め得たり」と述べている。⁽⁴⁷⁾ また、この二尊の禊は天照大神誕生をもたらす原因となったのであるから、この禊なるものは「日本の民族性の発揚であり、且つまた吾人祖先の信仰であり、慣習であり、而して我が固有神道の精神の発露であって、我が日本国民の道徳上には重大な関係を有するものである」ことを強調している。⁽⁴⁹⁾

要するに、「禊」の神話は「心身」の因果関係を示すものであり、「心身の汚穢塵埃などを祓い、執着心と妄想とを去り、八面玲瓏玉のごとく、温和円満崇高至純の心事心術を涵養して、至高道徳の域に達する時には、自然の理法と一致して、いかなる疾病も、いかなる不幸災難も除かれ、またいかなる大業も成功すべしとの事に在る」ということを示したものである。いいかえれば「二尊の禊」の神話は「道徳実行の効果」を開示し、「心事心術を改善して道徳心の向上発展」を人々に促すものである。⁽⁵⁰⁾ これらの研究を踏まえて『道徳科学の論文』の中で、「道徳の基礎に立つ信仰」として、「古代における日本民族の信仰及び道徳の有様を窺うべき大祓の詞」について、

大祓の詞は、すべて我々人間が天災、地変に遭遇するも、人為の禍に会って困難するも、疾病にかかるも、皆、自己の道徳的欠陥の結果であるという信仰を現している。……釈迦、孔子の教へと一致し、きわめて「道徳的価値」の偉大なることに驚かざるを得ない。(略)日本人の信仰は実に合理的にして……はじめより道徳の基礎に立ち、道徳の実質を有していた信仰である。

と述べている。⁽⁵²⁾ そして、「大祓の詞に現れたる人間の疾病、災禍及び種々の不幸の原因」について、「大祓の詞には、明らかに人間の疾病、災禍及び不幸の原因をもって、すべて人間の精神作用及び行為の欠陥に出ずるものとしてあって、これを神に謝罪して改心し、もって神の心即ち最高道徳に一致するような精神になり、しかる後にこれに伴う所の行為を実現する時には、その罪が祓い清められて、健康、若しくは幸福になるということ」であると述べ、⁽⁵³⁾ この「祓禊の精神」について「日本人といえども、その多数のものは、今日にて祓禊の意味のかくのごとく重大であるということを知らぬのは遺憾なこと」であると述べている。⁽⁵⁴⁾ 要するに「大祓の詞」に現れたる日本民族の根本的信念」は、「第一、神の心に適うということは、道徳を実行することにある」と「第二、道徳の実行とその人の運命とは並行するものなること」に帰着するとしている。⁽⁵⁵⁾

また、この古典解釈は、さらに日本民族の有する「因果律の信仰」という問題へと展開する。たとえば「我が日本国民は古典によって考えてみれば、その自然的因果法を重んじておったことは勿論にて、より別に取り立てて記すにも及ばぬことであるが、これと同時に無形的因果律を信じておったのである」としている。⁽⁵⁶⁾ この日本人の信じた因果律の代表的な事例が「禊」なのである。これらの古典の解釈が、今日の古典学の動向から見てどのように位置付けられるかという問題については、門外漢として論評するだけの見識を持たないが、この心身の因果律という問題は広池の終始強調するものである。そして、さらにこの因果律を主宰するものとして「神」の存在を想定している。⁽⁵⁷⁾ これは先に紹介した広池の実生活の面において信じられていた「神」である。広池の「因果律」ならびに「神」についての思想は拙稿「神の原理の形成―広池千九郎における信仰と道徳―」で詳述した。

天祖神話と『伊勢神宮』の所説

第二の「天照大神」に関しては「岩戸籠り」の神話を中心に展開され、「(天照大神の)慈悲寛大、自己反省の

自覚とこれに起因する犠牲的観念、没我的心事は悠久なる大自然の法則に合致するものにして、天理人事ここに極まり、正大汪洋宇宙の秘を尽くすもの」であると述べているように、⁽⁵⁸⁾ 広池の道徳論の根本をなすものである。この天照大神に関する見解が確定するまでには真摯な学究と求道の期間があった。その中、まず、広池の日本文化についての代表的著書である『伊勢神宮』に目を向けなければならない。

『伊勢神宮』について、「本書は、我が国体の淵源を論述し、併せて神宮の歴史、沿革、現状を記載し奉るものにして、その内容は我が日本国民の普ねく知悉せざるべからざる事項に属す」とし、⁽⁵⁹⁾ その第一章「伊勢神宮と我が国体」の序説において、次のように述べている。

景雲、天を覆うて、淑氣、林を罩め、神聖の地、絶塵の境、吾人臣民をして、肅然として容を改め、瞿然として其御稜威を仰がしむるものは、方^{まさ}に是れ、天祖天照大神の鎮りませる五十鈴河上の神路山にあらずや。実に、其老杉古松の長へに万古不易の色を添え、麓の水の幾千代を経て、清き流れを変ぜざるは、山川豈に我が国体を表示するものにあらずや。⁽⁶⁰⁾

これは伊勢に参った人ならば誰もが感じとる清澄な気分である。そして、この伊勢神宮についての知識、とくに日本国民とのかかわりについては、「是れ実に我が国民の知らざるべからざる知識的、道徳的、教育的、政治的、法律的、ないし宗教的大問題なり」としている。⁽⁶¹⁾ そして、本書出版の意義について、

『何事のおわしますかはしらねども忝けなきに涙こぼるる』は、我が日本国民の自然の情にして、我が国体の淵源は極めて深く、我が国体の根底は極めて固し。したがって、その国体は敢えて学者の説明を要せず、素より尊厳無比のものなりといえども、しかも世界における時代的知識の上に立てる正当穩健なる学問上の説明は、教育上極めて必要なることにして、殊に近時外国人の手に成れる著書の、往々我が国体を害するもの

のあるごときは、一に彼ら^が我が国史の真相を知らざるに座するものなれば、これらの外人並びにその著説を読むところの日本人に向かつて、我が建国の理由を説明することは、尤も今日の急務たるを信ずるをもつて、不肖を顧みず自ら奮って茲に本書を公にせしものなり。⁽⁶²⁾

と述べている。日本人であるが故に、より明確に日本文化の特質については学ばなければならないというのである。続いて日本人の国民性の分析に入り、「第一 我が国に於ける家族制度の特質」・「第二 天祖天照大神の聖徳」・「第三 天祖天照大神の大詔」・「第四 歴代天皇が天祖の宏謨に従い給いて、下民を子のごとく愛撫し給いし聖徳」・「第五 祖先崇拜の国風」・「第六 天祖天照大神に対する我が国民の絶対的信仰」・「第七 天祖天照大神に対する国民的崇拜」の七か条に分けて論を展開している。以下、広池の所説を見ていこう。

日本の家族制度の特質

まず第一の「我が国に於ける家族制度の特質」といふ項においては、「**記紀**」にもとづいて、皇室は天祖の直系の子孫であり、国民は皇産靈神（ムスビノカミ）の末裔とする神話を踏まえ、天祖はイザナギ・イザナミの二尊の子であり、二尊の祖先は「天地と共に成り出で給える尊神」であるとしている。よって天照大神は「尊神」の直系の子孫であり、国民の祖先である八百神は「尊神」の傍系の子孫にあたる、したがって「皇室と我が国民とは、その幽遠の時代においては全くその祖先を同じくし、随って親族的關係を有するもの」であり、「**天祖の神徳**」は、すべて祖先の威靈と功業とを代表するものとみなすべきであり、よって我が国は一家族の發達したものである。したがって天祖をもって「**大祖先**」と為し、「**国祖**」と為し、その大祖先の直系御子孫たる皇室は、「家長の性質をもって君主と為り、国民は家族の性質をもってこれに仕えるもの」であるとしている。⁽⁶³⁾ 広池によればこの「**君民同祖の事実**」、こそ日本人の国民性の基盤をなすものなのである。⁽⁶⁴⁾

「天祖」神話と皇室

第二に「天祖天照大神の聖徳」の項にて、天祖天照大神を「貴子」(『古事記』)・「日神」「大日靈貴」(『日本書紀』)などと称する事例を挙げ、この両書によると、共に天祖をもって「高天原の主宰者」としている。よって天祖は諸神中の最尊に位し「絶対的貴神」であることを述べている。⁽⁶⁵⁾そして、この「大祖先の聖徳」こそ、日本の文化の淵源であるとしている。⁽⁶⁶⁾

次に、この項で広池が問題にしているのは「天照大神」と「諸外国における太陽崇拜」との異同である。例えば、

浅薄なる外国人のごときは、往々天祖の称号を日神と称するより天祖をもって直ちに太陽となし、我が国民の天祖崇拜をもってこれを諸外国の太陽崇拜に比し、我が天祖をもって一種の神話上の神と心得るものあり。誤れるもの甚だしというべし。⁽⁶⁷⁾

としている。さらに、天照大神は、ギリシャ・ローマの神、キリスト教の神、仏教の仏、儒教の上帝のごとく「その各民族の想像に基づけるいわゆる神話上の神にあらざりて、我が皇室並びに我が日本民族と血族的關係を有する實在の神たるなり。ただ、その徳神聖にして、これを宇宙の万物に比較して、その儔を求めぬ時は、光彩赫耀の状態、独りこれを太陽に比すべし。故に日神と称せしものものにして、天祖直ちに太陽なりとのことは天祖の伝説に見えざるところなり」と述べている。⁽⁶⁸⁾天照大神は太陽神ではなく、あくまで「天祖」なのである。

第三の「天祖天照大神の大詔」において、まず「大詔」とは「古事記」(上)の「爾高御産日神天照大御神之命以、於天安河之河原、……」のくだりを指し、この詔には二つの「重大なる要素」を含蓄すとしている。第一は「君民同祖の間において巖然として君臣の別あること」であり、第二は、「天祖の聖徳、日月のごとくにして、六

合を照臨し給うに拘わらず、その蒼生愛撫の大御心より、汎く諸臣の意見を徴して、もって下民の幸福を増進せんとし給いしものに在る事」である。⁽⁶⁹⁾そして、ハムラビの法典・マヌの法典・コーランの法典・中国の洪範などは、日本の「大詔」に比して、次のような性格上の相異があるとしている。

これらの法典はその授与せしところの所謂天帝もしくは神明なるものが、かならずしも、その国民の大祖先にあらず、随って国民のこれを信仰する程度、初めより蓋し著しからず。ここをもって、その法律は普く国民の人心を支配して、永遠にその法律の大原則をもって、その国民を制御すること能わざりき。⁽⁷⁰⁾

さらに中国との対比において「中国においては、君民同祖の事実なきをもって、これに対する、その国民の信仰力、甚だ弱かりしが故に、ついに春秋戦国の大乱を生じ、革命立に起り、周室ついに滅亡するの否運に会せしなり。然るに、これに反して我が天祖天照大神は、我が皇室の御祖先なると共に、また吾人臣民の大祖先たれば、国民の信仰は絶対無限にして、その正統の御子孫たる天皇は、また国民に対して絶対無限の信仰を受けさせ給い、ついに万世一系の基を啓けるなり」と述べている。⁽⁷¹⁾要するに、天祖の詔が日本の文化の基盤をなしているのであり、日本民族の進歩は、ひとえに「同祖」の意識に基づいて「天祖の聖徳」に対する信仰心を育んだことに起因し、ここに日本民族の最大の特徴があるとしている。⁽⁷²⁾

さらに第四の「歴代天皇が天祖の宏謨に従い給いて、下民を子のごとく愛撫し給いし聖徳」の項においては、歴代の天皇が「天祖の大詔を實行して、その宏謨を内外に示し」たことにより、天祖ならびに皇室に対する国民の尊崇心が一層確実になったとしている。つまり歴代の天皇が、「睿聖文武、極めて仁徳にましまして、下民を子のごとく愛撫し給い、もって天祖の大詔の大主旨を發揮」したという事例を紹介し、ここに日本の文化の特質があると認めている。⁽⁷³⁾これは京都にて発行した『皇室野史』など歴代の天皇の事跡に関する研究を踏まえたものである。

日本人の祖先崇拜

第五の「祖先崇拜の国風」については、まず、当時欧州の社会学的研究によると、宗教は無神論(Atheism)より拝物教(Fetichism)・自然崇拜(Nature-worship)・魔法教(Shamanism)・偶像教(Idolatry)の段階を経、やがて一神教に達するものであるとされていた。この図式をもって日本の宗教思想を分析し、日本の思想は、やがてキリスト教のごとき一神教に帰するとする考えに對して、広池は次のように反論している。すなわち、皮相の管見をもって日本民族の信仰を多神教の部類に入れ、ついに近年、外国人にして我が国の神道を論ずる者の中には、世界に於ける多神教の運命は、一神教の出現によりて廃滅するものなりといい、もって日本神道の前途を^{ほく}卜し、日本人の敬神思想が今後漸く消滅して、漸次外国の一神教すなわちキリスト教のごときものに帰する日あるを予想するものあり。しかしながら、これ我が固有の神道(今日の教會的^{キリスト教}神道にあらず)すなわち日本人の敬神思想を目して純然たるギリシヤ・ローマのDomestic Religionすなわち家庭宗教と同一のものと誤信し、且つ我が日本民族の天祖に對する熱烈なる信仰の真相を知らざるものと言ふべきなり。⁽¹⁵⁾

と述べている。日本において神明として崇拜され、神社にまつられるものは「祖先」・「偉人豪傑の皇室国家もしくは一部の人民に功労ありしもの」・「極めてまれに国家の謀反人、もしくは謀反人と認められて死せし人の靈魂」であり、あくまで「祖先」を祭ることを基本とし、ここに「天祖」を崇拜する国民性が働いているという。

まず日本においては、祖先を祭る事は「我が国自然の国風」であり、「真神」はその各自の祖先といふべきであり、その「真神」の中の最も威靈あるものは、国民全体の大祖先たる天祖に在るべしといふ信仰を有している。しかし、外国の学者は、「天祖を以て太陽となし、月読尊を太陰となし、その他『古事記』『日本紀』に現れたる諸神明を以て、他の野蛮国民の自然物崇拜、もしくは拝物教と同一視するの誤解」より、ついに日本人の敬神思

想の前途に對して、「将来この日本の諸神崇拜の風が漸次に絶滅して、キリストの一神教に帰するに至る時代ある」ことを予想するものであるが、「これ真に外国人が我日本国民の天祖を初め、今日奉祀せらるる所の諸神社に對する崇拜が、単に一種の迷信にあらずして、かくのごとく条理整然たる理由を基礎としたる信仰に基づける事を知らざるに出ずる誤見」である。⁽¹⁶⁾このように当時の学者の間では日本の文化の特質についての理解は十分でなく、そのため種々の誤解をするに至ったとしている。

なかでも中国人の国民性との混同は広池にとつて是非とも避けなければならないものであった。なぜならば「天」を崇拜する中国と「天祖」を崇拜する日本とは、そこに展開される文化が全く異なるからである。その所説は以下のごとくである。

日本と中国

その誤解の最大のもは日本民族と中国民族とを東洋人というわく組みで同一のものとして考へる立場である。たとえば、

我が日本民族と中国民族とは、共にアリアン人種たる欧米各国人の一概に目して同人種と見なす所にして、而して、その両者の宗教心のごときも、素より同一のものと見なし、共に祖先崇拜の民族と思惟し、而して我が日本現時の学者、宗教家、教育家、ないしその他のものに至るまで、皆一齊にかくのごとく信じて、毫も疑うところなし。

とし、メレンドルフ(Möllendorff)の『中国親族法』(The Family Law of the Chinese)やアストン(W. G. Aston)の『神道』(The Way of the Gods)などを引き合ひに出し、とくにアストンについては「平田は、その中国排斥思想に拘わらず、祖先崇拜に関する中国思想の勢力を排却すること能わざりし……」として『玉糲』^{たまたね}

第十卷の祖先礼拝の例を引いて、「日本の祖先崇拜をもって中国に学びたるものとなせり。その誤謬もまた甚だしき哉」と述べている⁽⁷⁸⁾。そして、

予は專攻学の立脚地より、彼我崇拜思想の根本に遡りて、研鑽漸く歳を積み、その結果、ついに「中国民族の絶対的崇拜物は祖先にあらざりて全く天道に在り。日本民族の絶対的崇拜物は祖先、殊に国民の総本家たる君家の大祖先に在ること」を確認するを得るにいたれり。……今春親しく中国に遊びし際のごとき、また鋭意これに関する実際の事実を調査せし結果、いよいよ毫末の誤謬なきことを確かめた⁽⁷⁹⁾。

と述べている。そして、中国古代の、「禘」「祖」「宗」の祭りについて述べたのち、「ここにおいてか知る。中国民族の思想においては、天の威靈は絶対無限にして、自己の祖先より尊きものたるを信仰せしことを。また、その所謂祖先として崇拜するところのものは、有虞三代を首として、歴代皆各々これを異にし、特にその祖先は必ずしもその血縁の如何を論ぜず、有徳者をもってこれに当てるごとき事を。これ実に大いに我が日本民族の思想と異なる所にして、世界の学者、政治家、法律家、教育家ないし宗教家の知らずんばあるべからざる一大問題なりとす」と述べている。さらに「中国民族に在りては、初めより拜天をもって家族宗教の上に置きたるものといふべくして、我が日本民族の、終始その家族的宗教より發展せる国民的崇拜すなわち日本民族固有の祖先教を固執して、一種の家族的國家を形成し、維持するとは真に大なる差別あるものといふべきなり」と論じている⁽⁸¹⁾。

この差異は広池にとつて決して等閑に付すことのできない問題であった。なぜならば、日本と中国とは國家の主権についての考えが全く異なり、両者を同一のものとする見解は、国民性・民族性ということを重視する立場からは、厳しく批判せざるを得ないものであった。たとえば「中国民族は、すでに天をもって絶対的信仰の目的物となす。故に凡そ天下を主宰するところの主権者はその人格徳望正に天と一致せざるべからずとの觀念あり。

随つてその主権者は必ずその民族間において聖人と称せられるところの人」を主権者とするが、これは「我が日本民族の皇室に対する思想と正反対に出ずるところにして、その両民族の信仰中心の差別は、延いては、各々その主権者に対する觀念に非常の大差を生じ、中国にありては、その絶対崇拜の目的物たる天と同一の人格を有するものを主権者として仰ぐべく、随つてその主権者の種族、並びに由緒のごとき、及びその伝来の天子の宝器のごとき、毫も問うべきところにあらざるなり」とし、これに対して日本においては「主権者はその絶対崇拜の目的物たる天祖天照大神の御子孫たる天皇たらざるべからず、すなわちその臣民の総本家たる皇室の正統者たらざるべからず」としている⁽⁸³⁾。そしてこの両國の差異は、日本においては「君民同祖」という国民感情を育み、これを基盤として日本人の国民性が培われてきたことにある。この両國の差異は、次のような國体の差異を生む結果となった。すなわち、

彼は天道を信仰して、その代表者たるべき人を主権者と為し、我は天祖を崇拜して、その直系の御子孫を主権者と仰ぐこと、これ兩者の間における根本思想の差別より来たれる結果にして、彼は國家的に發達せずして社会的に發達し、我は則ち國家的に發達せる理由、また実にここに存するを知るべし⁽⁸⁴⁾。

この民族性、国民性の違いは、歴史学者として、また教育者として軽々に看過することの出来ない重要な問題であり、この「國家的に發達する」ということが平和への重要な礎であるとするのが広池の立場である。

天祖に対する信仰心

次に第六として「天祖天照大神に対する我が国民の絶対的信仰」の項にては、アストンの『神道』(Shinto)の「太陽女神(即ち天祖を指す)と、日本紀によれば、時の点において最も古き神なる國常立と、天之御中主および出雲に於ける大名持は、その礼拝者によりて互いに均等の地位に上せられたり。然るに或る理由によりて上の四柱

の中、一も最上神の称号に値するものなきなり」という見解、およびハーン (Lafacadio Hearn) 『神道』の「吾人は大國主神の出雲崇拜の外に古代の祭祀に四つの階級を持つ。すなわち家族的宗教、氏神の宗教、諸國の第一の社すなわち一の宮の祭祀、伊勢における国民的崇拜なり」という見解を指摘し、日本人の天祖に対する崇拜が唯一絶対のものであるということを理解しないものであるとして批判している。そして、

これ非常なる誤解にして、この事たるや外国人の著書なるが故に、尤も千万なりとして、看過すること能わざる事情あり。何となれば、この二書は深く日本の事情に通ぜりと称せられ、且つ、一は今現に英国ロンドンにありて東洋学者、特に日本学者をもつて欧州人に目せられ、一は世界の文豪をもつて目せらるる所にして、その著者がかくのごとく共に世界有名の学者にして、しかのみならず世界の通用語たる英語をもつて記載せられたれば、欧州人のこれを信ずるは勿論のことにして、そは姑く不問に措くとするも、この書は以上のごとき理由によりて、日本の純粹なる国学者以外の凡ての階級によりて読まれたつあれば、その弊害の及ぶところ、実に容易ならざるものあればなり。⁽⁸⁵⁾

と述べ、「天祖天照大神に対する国民の絶対的信仰は、すなわち、これ我が国民が皇室に対する絶対的尊敬の淵源にして、我が国体の基礎の甚だ固きことを了知すべきなり」としている。⁽⁸⁶⁾

最後に第七として「天祖天照大神に対する国民的崇拜」の項には、我国における祖先崇拜は、これを「第一、各自の家の祖先に対する崇拜、すなわち家族的崇拜。第二、各自の家の本家たる祖先の神靈に対する崇拜、すなわち氏神の崇拜。第三、各自の家の総本家たる皇室の大祖先に当たせたまう天祖天照大神に対する崇拜、すなわち所謂国民的崇拜」の三段階に分つことができる事実を指摘し、日本国民は「大祖先たる天祖天照大神をもつて、更に自己の祖先に超越するところの威靈ある神明として、自己の祖先以上にこれを崇拜せしことを知るべき

なり」と結んでいる。⁽⁸⁸⁾

以上、『伊勢神宮』中に展開された広池の日本の古典、とくに神話に関する研究の成果である。この研究成果が後年の思想体系（モラロジー）の基盤となるのである。

③ 日本民族の道徳思想の根本精神—慈悲寛大自己反省—

以上紹介したことを踏まえて、同書第七章「神宮の御威徳と教育事業」のなかで「精神教育の必要性」を述べ、「熟々惟みるに、方今、物質的営利事業の発達に関連して、知的教育においては天下到るところその隆盛を極むといえども、精神教育の事業に至りては、闕然またこれを見聞するを得ず。これ豈に憂懼すべき現象にあらずや。それ我が固有の民族性を發揮し、我が金甌無欠の国体を維持せんとするには、必ずや特に力を精神教育に尽くさざるべからざるに、しかも文部省のごとき、その費用限りありて、十分にこの種の教育費用を支出すること能はず。ここをもつて神宮のごとき神聖にして、世俗の上の超然たる方面の官衙に在りて、特別の費用を国家ならびに国民に求め、もつてこの方面の教育事業を営むことは、我が国目下の急務と謂わざるべからず」と述べている。⁽⁸⁹⁾ この指摘は、教育者としての広池が、将来の日本を考えた場合、最も肝要な課題であった。

では教育者として、提唱すべき日本人の道徳の根本精神とは何か。それは「天祖天照大神の修業の御聖徳」と表現しているが、その結論は「この天祖の慈悲寛大自己反省の御聖徳に對し奉つて、吾人日本民族の祖先は一斉にこれに心服し敬慕し奉つて、所謂天壤無窮の大詔に對し奉つて、齊しくこれをその国民的信仰の根底に致して、所謂万世一系、万邦無比の国体を設定するに至つたのですから、この天祖の御心事と御行為、即ち御聖徳の現れは畏れ多けれど、吾人日本民族の国民性（ナショナルティイ）といふことができるのである。果たして然る時は、

茲に二つの重大なる事実を認めることができるのである。即ち第一は我が天壤無窮万世一系の国体の生ぜし最大原因は天祖の慈悲寛大自己反省の偉大なる御聖徳に在ることと、第二は、これ即ち吾人日本国民の国民性であつて、この国民性の発展の如何は将来我が国運の消長に関係するということである」という一文に尽くされている。⁽⁹⁰⁾この「慈悲寛大自己反省」の心を見いだすまでには、広池の求道者として、また救済者としての体験があつた。

この「慈悲寛大自己反省」の精神は「神宮中心国体論」（『伊勢神宮と我国体』所収）の中で初めて展開されるものであるが、『伊勢神宮』を出版した当時と比べて広池自身の心境の深まりもあり、思想の内容として大きく発展したものであるといふことができる。⁽⁹²⁾時期としては『伊勢神宮』の出版が明治四十一年であり、『伊勢神宮と我国体』の出版が大正四年であるので、この数年の間に於ける広池自身の事蹟を概観しておこう。

この時期において最も重要な出来事は、広池自身が宗教を求め、具体的には天理教の信徒となり、大正二年には天理教の教育顧問ならびに天理中学校長という職責につくほどに教団との関係を深めていたことである。この間の事情を知ることには、広池の説く道徳の最も根底に位置する「慈悲寛大自己反省」の精神の淵源するところを知ることである。

広池によれば『伊勢神宮』を出版した頃においては、日本の国体の最も重要な部分について未だ十分な考察がなされていなかったという。それは日本の皇室が何故に万世一系に続き、また国民の象徴として有史以来尊ばれて来たかという問題であつた。結論としては、前述したごとく、それは天照大神の精神に起因するとし、その精神を表現するものが「慈悲寛大自己反省」なのであるが、広池をしてこの結論に至らせたのは、実に宗教の信者としての求道の生活と「お助け」の実践である。

広池をして宗教の信仰に目覚めさせたのは、当時伊勢にて天理教の教会長をしていた矢納幸吉という人物であつた。矢納会長と広池との出会いは広池が神宮皇学館の教授として伊勢に赴任したことに起因する。またそれ以前の前過度な勉強により体を壊していた広池にとつて精神的な安定を宗教に求めようとするのも自然の成り行きであり、そのような時にたまたま下宿をしていた家の人が天理教の信者であつたという縁もあつた。また神宮皇学館で神道についての講義を担当していた広池は、当時の新興の神道十三派について多大な関心を示し、実際に各教団の実地調査を行うほどであつた。その調査の中で、明治四十二年に天理教本部を訪れ、当時の幹部の人々から教理の内容とか、教会の組織とかについて教えを請うている。つまり、広池と天理教との出会いは、一は個人の信仰という問題として、一は大学教育に携わるものとして（学問の対象として）という二つの方向から求められたものであつた。

まず広池の学者としての天理教研究は明治四十二年ごろから着手され、その最初の成果は『天理教教理』として三冊にまとめられたものである。この書物は原稿の段階で天理教本部に提出されているが、出版されるまでには至らず、広池はその原稿をまた自分の手元に引き取っている。その後、この草稿は「天理教普通教理」と改題され、大幅に改訂増補されたが、これもまた未発表のまま今日に至っている。この「天理教普通教理」という研究成果は、当時の広池の問題意識を端的に示すものである。たとえば、その副題に「日本固有神道の教理と現代神道の比較研究論」とあるように、新興の神道と古神道との教理の対比、いかえれば、現代の神道は古神道の教理をどのように継承しているかということが主題となつていのである。この原稿についての詳述はさけるが、なぜ「継承」という問題が重要であつたかという点、広池の「思想や慣習、法律などはすべて固有の民族性ないし国民性というものを踏まえたものでなければ実効性はない」という立場に起因するものである。いかえれば、天理教をはじめとする「現代の神道」が実際に人々を救済し、また多くの信者を擁しているという事実を

いかに解釈するかという問題である。そこで天理教の思想が日本人固有の民族性、国民性をいかに継承しているかという問題は重要であった。自分の不安な精神に光明を与え、また自身の生き方の根本的な誤りを気付かせてくれた宗教の本質はなにか、このことが学者としての広池の重要な課題となったのである。

この本質を理解する上で、手とり足とりして覚醒してくれた人物が先に述べた矢納会長であったのである。矢納会長は日常生活の中で公私にわたって広池の善き相談相手であり、また指導者であった。或る時、広池は矢納会長に「誠」の心を体得する方法について質問した。矢納会長は、その答えとして広池に一人の不治の病に臥している婦人を救済するという課題を課した。医者も匙を投げた病人に教理を説いて治癒させるとい課題を与えられた広池は、いままでの学力、地位などすべて何の力もないことを自覚するのである。すべてのものをなげうって思わず「神」の力にすがったと述懐している。そして、自分のすべての苦勞をその病人のために捧げるとい誓いを立て、三日をおかずに教えを説き続けた。やがて、その病人は快癒するのであるが、広池にとつて、この体験は極めて重要な二つの事を覚醒させた。第一は、「お助け」をすることによってのみ、真の誠の心を体得することができるということである。自分の力の限界を知り、神の力にすがり、神の力を借りてまでも病人を救いたいという心情の中に「誠」の心の端緒を見いだしたのである。第二に、不治の病に倒れた婦人を救済することに必死の努力をしたことによつて、かつて矢納会長が、おなじように病に倒れた自分を救済しようとした、その努力が並大抵のものではないということを知ったのである。病人を救済してみ、初めて自分を救済しようとした矢納会長の苦勞が偲ばれたというのである。以後、広池は、矢納会長を精神を立て直させてくれた恩人として、終生その恩に報いようとして努力して行くのである。そして、この自分を救おうとして努力を重ねた矢納会長の寛大な、そして何事も自分に省みる心は、一人の婦人の快癒を神に祈った心情に通じ、この心こそ、天理教

理の真髓であるとしている。この心は天理教の言葉でいえば「たんのう」であり、これらの体験を経て、日本の国体の研究が深められ、この精神を広池は「慈悲寛大自己反省」と称し、日本の民族性の特質を示す言葉とし、「最高道德」の根本精神を示す格言としたのである。このことについては拙稿「伝統の原理の形成」に詳述した。

以上、広池の日本人の道德思想についての研究を概観したのであるが、要するに「禊」と「天の岩戸籠り」の神話より、

日本民族の道德の基礎的精神は、第一は心身の汚穢塵埃などを祓攘して、執着心と妄想とを去り、八面玲瓏玉のごとく、温和円満崇高至純の心事心術を涵養して至高道德の域に達する時には、自然の理法と一致して、如何なる疾病も、如何なる災難も除かれ、また如何なる大業も成功すべしとの事に在るを知るべく、二尊の行わせたまえる御禊の効果はこれを証明したるものと申し奉って宜しいようである。また第二は、慈悲寛大自己反省の自覚と、これに起因するところの犠牲的觀念、没我的心事は正に悠久なる大自然の法則に合致するものにして、天理人事ここに極まり、正大汪洋宇宙の秘を尽くすものと謂べく、天祖天照大神の御修業の効果はこれを証明したるものと申し奉って宜しいようである。⁹³⁾

と結論し、この二つが日本の国の基礎を造つたとしている。そして『道德科学の論文』の中で、日本固有の道德の根本精神を示すものとして「天照大神の慈悲寛大自己反省」の精神を上げ、これをもって「最高道德はこれを縮めれば『慈悲寛大自己反省』の一句に記す」としている。また祖先崇拜ということについては「伊勢神宮の成立」に触れ、「日本民族の祖先崇拜は、その淵源極めて深く、その実行は不文律として日本民族の精神の中に極めて濃厚に築き立てられて居る。これ日本皇室の祖先の感化力の強き為であると考えられる」と述べ、さらに「最

高道徳の格言」の中に「祖先生我土地養我」（祖先は我を生み土地は我を養う）という格言を掲げ、「私は若年のころより広く好んで東西各国の歴史を読みましたが、いずれの国にても古代においては神（本体）・聖人・祖先もしくは社稷のごとき伝統を祭る習慣ありしも、その後いずれも種々の事故によりて、その習慣は衰頹もしくは廃棄せられておるのであります。しかるにひとり日本のみは終始渝ることなく、原始時代に発見されたところの人類の生存・発達・安心及び幸福享受の原理の実現たる伝統及び準伝統に対する祭祠が行われて居るのであります」と述べている。⁹⁶ また神観として「宇宙根本唯一の神と現神」の論を展開し、さらに先に考察した「因果律に対する信仰」に関しても「最高道徳の根本原理」として「深く天道を信じて安心し立命す」「現象の理を悟りて無我となる」という格言を示し、道徳実践の指針としている。⁹⁸

要するに、『道徳科学の論文』の中で展開されている道徳論は、この上述したように往年の日本文化の研究と、その実践を核として形成されているのである。ここに「日本国体の研究」をもって自己の思想の淵源とする所以がある。

以上述べてきたように、広池千九郎の道徳論が、日本の伝統的文化の普遍性を問うものであるという指摘は、決して他の民族、他の国に対して日本文化の優位を述べるものであってはならない。かつて「神国日本」という觀念から日本文化の優秀性を世界に問うた時代があったが、それは日本の孤立をもたらしたという苦い経験がある。広池の目指した世界の平和、人類の安心とは、日本の文化思想による世界の統一を図るものではなく、かつて新渡戸稲造が、広池を「光は東方から」と評したごとく、⁹⁹ 日本文化の中に世界に寄与し得る要素を探求したのである。一体、日本人として日本の伝統的な文化を知るといふ場合、何が伝統的な文化として普遍性を有するも

のであるかという問題の解明は至難のものである。そのためには我々は、まず先達の経験と研究の成果を謙虚に踏まえることが先決であると考えられる。

三、まとめ―善き伝統を受け継ぐ―

(一)

最近の日本人論の主題である「日本人としての自覚」あるいは「日本文化の再発見」とは、単に日本の歴史に通ずるということではなく、日本人として自信をもって自国の伝統的文化を愛し、またその伝統を積極的に受け継いでいくということである。では「善き伝統を受け継ぐ」とは一体何をすることなのか。あるグループは日本歴史を探訪するための資金の積み立てを開始した。またあるグループは、早速日本歴史に関する書物を買ひあさり、勉強会を開始した。まず何が善き伝統かを探すのだろうか。また日本人ならば日本の善き伝統についてなど、学ばなくても分かっているという人もある。果たしてそうであろうか。遺跡や遺物を知るためならば、博物館で十分である。神社を詣で、古刹を訪ね、偉人・先人の事跡を偲ぶのも大切であろうし、古都を訪ね、下町の人情に触れるのも一興である。しかし、そこで知り、触れるのは「善き時代の日本」の名残りであったり、また単に日本人としての郷愁を誘うものであったとしたら、果たして「善き伝統を受け継ぐ」という気概は生じるであろうか。日本の伝統的文化の特質として、それが現代に「生きている」ということが指摘されていることを忘れてはならない。そして、この「生きている」とは、単に古式豊かな儀式が連綿として続いているということではない。一人一人の国民の心の中に、また実生活における心の支えとして生きているということが大切である。

よって「善き伝統」といふ場合、決して懐古調なものであってはならないし、また日本人として唯我独尊の感

情を募らせるものであってはならない。もしそうだとしたら、時代を逆行するものであり、時代錯誤も甚だしい。「善き伝統」とは、現在、そして将来において、我々の生き方に示唆を与え、また国や社会の発展に寄与するものでなくてはならないのである。このように考えると「善き伝統」の内容を確定することは、極めて困難な問題であるといえる。しかし、広池千九郎は、終生、日本の伝統的文化の特質と、その普遍性を探求し続けたのである。

(二)

広池が着目した日本の伝統的文化とは、決して国粹主義の立場からのものではなく、日本人による日本文化の再発見(再認識・再確認)を提唱したものであったとすることができる。既に述べてきたように神宮皇学館の道徳義の趣旨は「日本固有の道徳法」の解明にあり、一連の東洋法制史の研究も、日本人独特の法律についての考え方を中国のそれと対比することにより、その固有のものの見方、価値観を探求し、それを踏まえて将来の日本、ひいては世界人類をリードする道徳思想の基礎を確立するということであつた。「世界平和に寄与し得る日本の伝統的文化(道徳、宗教……)」。この問題を探求し続けることが広池千九郎の学者としてまた求道者としての課題であつたのである。

本論で縷々述べてきたように、「道徳実行」の重要性を強調するのは、日本人の国民性によって裏付けられたものであり、「モラロジー」の教学の核をなす「伝統を尊重する」という実践論は、世界の代表的な聖人の教説に一貫するものであると説かれているが、この「伝統を尊重する」という考えは世界の聖人に関する研究から帰納されたものではなく、むしろ日本固有の「祖先崇拜」という伝統的な文化に対する洞察によって得た成果を演繹したものである。さらに「慈悲寛大自己反省」の精神は日本人の国民性の実質ともいべきものであつた。これらの伝統的文化、国民性を一人一人の心の中に培っていくことこそ、日本人が国際人たりうる条件であると言えよ

う。上述の『期待される人間像』の一節に、「すぐれた国民性を伸ばすこと。…すぐれた国民性と呼ばれるものは、それらの国民のもつ風格にはかならない。明治以降の日本人が、近代史上において重要な役割を演じることができたのは、かれらが近代日本建設の気力と意欲にあふれ、日本の歴史と伝統によって培われた国民性を發揮したからである。」とし、その「日本の美しい伝統」とは、「自然や人間に対するこまやかな愛情や寛容の精神」であるとしている。そして、「われわれは、このこまやかな愛情に、さらに広さと深さを与え、寛容の精神の根底に確固たる自主性をもつことによつて、たくましく、美しく、おおらかな風格ある日本人となることができるのである」と結んでいる。広池の立場からすれば、本論で述べてきたように「慈悲寛大自己反省」とは「日本の美しい伝統」であり、「日本人のすぐれた国民性」を表示するものであつた。そこで、この「慈悲寛大自己反省」の精神を核とする「最高道徳」というものは日本の伝統的文化の普遍的要素を集約したものであつたと言えよう。よつて、われわれ日本人からするならば「慈悲寛大自己反省」の精神を体得せんとする「最高道徳の実践」とは、すなわち「自国の善き伝統を受け継ぎ、世界の平和に貢献する」ことにほかならないのである。

(一九九〇・六・三〇 伊豆富岳荘にて)

〈注〉

- (1) この冊子は、その「はしがき」によると、昭和三十八年六月四日に当時の荒木文相より中央教育審議会に「後期中等教育の拡充整備について」という諮問があり、その中に、検討すべき問題点として「期待される人間像について」・「後期中等教育のありかたについて」の二点がかけられていた。これに対する答申は昭和四十一年に提出された。文部省においては、この答申にもとづいて、その後の教育の拡充整備を実施していくことになるので

- (26) 同上 一三三—一三四頁 大正元年十一月十二日
- (27) 同上 一四一頁 大正元年十一月二十六日
- (28) 「神祇史」(広池千九郎遺稿)
- (29) 『日記』六 一三一頁 昭和十二年一月二十九日
- (30) 同上
- (31) 『子の過去五十七年間に於ける皇室奉仕の事跡』四六一—四七頁
- (32) 本稿においては広池の学者としての業績を紹介したが、そのなかで「東洋(特に日本)固有の習俗としての祭祀の研究」(二〇五頁)・「日本における祭祀」(二二一—二六頁)・「大祓の詞」についての広池の見解(一三〇—一四頁)・「日本と中国の国体の比較」(一四四—一五〇頁)・「天理教の教理と日本固有思想(神道)」(一四八頁)・広池の「東洋法制史研究」の構想(二五一—二六頁)などについて論及した(『モラロジー研究』一〇号所収)。
- (33) 本稿においては、「神道史研究と義務先行説」(四〇頁以下)・「神道史研究の主題」(四一頁)・「日本国体の特質と国民の義務」(四二頁)・「神道研究の展開と義務先行説の発表」(四六頁)・「日本人に於ける因果律の信仰」(六八頁)に論及した(『モラロジー研究』一二号所収)。
- (34) 本稿においては、「法制史研究と神道研究(日本国体の研究)」(四五頁)・「日本国体の特質—『伊勢神宮』の主題—」(四九頁)・「道徳の事実の研究としての神道研究」(五一頁)・「神社中心主義における伝統論の展開」(五三頁)・「天理教入信と神道研究の展開」(五九頁)について論及した(『モラロジー研究』二〇号所収)。
- (35) 本稿においては「広池千九郎の神観の思想的背景」(六五頁)・「日本民族の神」(六九頁)・「日本における神と人」(七一頁)・「日本における神の働き」—因果律の信仰—(七三頁)・「日本における神と『伝統』」(八二頁)などに論及した(『モラロジー研究』二二号所収)。
- (36) 本稿においては、「日本国体の研究と広池千九郎の道徳思想」(一〇頁)・「日本固有の道徳法の探求」(十頁)・「神道研究に見る科学的視点とその展開」(十三頁)について論及した(『モラロジー研究』二五号所収)。
- (37) 『近世思想近世文明の由来と将来』五四頁 大正四年
- (38) 同上 五五頁
- (39) 広池千九郎遺稿
- (40) 広池千九郎遺稿
- (41) 『道徳科学の論文』⑥ 二五五頁
- (42) 同上 二五六頁
- (43) 同上 二五五頁
- (44) 『伊勢神宮』全集四 四四頁

あるが、「期待される人間像」については、答申そのものの中で、これが「広く一般国民、特に青少年の教育に従事する人々が人間像を追及しようとする場合、あるいは、政府が基本的な文教政策を検討する場合に、参考として利用されることを期待するものである」とあることから公刊されるに至ったのである。

- (2) 『期待される人間像』一〇—一二頁
- (3) 同上 一一頁
- (4) 同上 一二頁
- (5) 安岡正篤『活眼活字』三二頁
- (6) 『期待される人間像』二二—二三頁
- (7) 同上 三六一—三七頁
- (8) 同上 三七—三八頁
- (9) 『伊勢神宮』増訂出版の緒言第二(『広池博士全集』四)
- (10) 同上
- (11) 同上
- (12) 同上 全集四 四三頁
- (13) 『日本憲法淵源論』全集四 三九九頁
- (14) 『道徳科学の論文』① 一〇三頁
- (15) 『伊勢神宮』全集四 四三頁
- (16) 同上

- (17) 「それ虞舜有りて 凶を放つを知る 孔子出ずるありて 悪を誅するを知る 先生の在るありて 国政革新 福沢氏いわく 明治の革命は『外史』に在り ああ信なる哉…翁の『外史』一たび世に出しより 眼驚かせ 神醒ます 王室を尊ぶべきを知り 大義有るを知る 暗中に入りて なお灯火を以てするごとし… ああ、その業たるや 偉なる哉大なる哉 翁の成績は 多かつ大なりといえども そもそもその八九は 皆この業に在り それ翁は儒者にして この命を作す 故に世家に列し 万民の長となる また何をか語らんや」(遺稿)
- (18) 明治二〇年刊行
- (19) 『子の過去五十七年間に於ける皇室奉仕の事跡』三〇頁
- (20) 小川含章については拙稿「小川含章 井上頼因 佐藤誠実 雲照律師—広池千九郎の師—」の中で紹介した(『日本の近代化と精神的伝統』所収 昭和六十年 広池出版)。
- (21) 『子の過去五十七年間に於ける皇室奉仕の事跡』二四頁
- (22) 広池千九郎遺稿
- (23) 同上
- (24) 同上
- (25) 『広池千九郎日記』一 二二九—一三二頁 大正元年十一月十二日

- (62) 同上 六五—六六頁
 (63) 同上 六七—六八頁
 (64) 同上 六九頁
 (65) 同上 七〇頁
 (66) 同上 七〇頁
 (67) 同上 七一頁
 (68) 同上 七一—七二頁
 (69) 同上 七五頁
 (70) 同上 七五—七六頁
 (71) 同上 七六頁
 (72) 天祖の聖徳、日月のごとくにして、六合を照臨し給うに拘わらず、その蒼生愛撫の大御心より、汎く諸神の意見を徴して、下民の幸福を増進せんとし給いし事実とは、即ち高天原において汎く諸神を会して、我が葦原の中国を平らげく治め給わんがため、種々の会議を催させ給い、諸神は亦二心なく誠心誠意その思慮を傾け、ついに天孫降臨の拳に及び給いしことにして、この事たるや英国古代の庶民会議及び賢人会議 (Folkmoets and Witen-gemots) 中国古代の四岳十二牧の会議などのごとく、あるいは人民の要求により、あるいは人心の収攬に為にせしと比すべき性質のものにあらずして、天祖の真心より出たる蒼生愛撫の大御心の発言なれば、その民心に感応す

- (73) 同上 七八—七九頁
 (74) 同上 七九頁
 (75) 同上 八〇—八一頁
 (76) 同上 八六頁
 (77) 日本における「自然物」の崇拜について、次のように述べている。
 自然物の崇拜すなわち天文、山川、奇物、動植物、鉱物などの崇拜のごとき、素よりこれあれど、これ人類文化の過程上あり得べき事にして、怪しむに足らず。すなわち信州戸隠神社の九頭龍権現および鳥の神、尾張熱田神社の楠木御前、日前国懸神社の楠神のごとき、伊勢大淀の千引岩のごとき、現に動植物の崇拜せらるるもの、今日において猶お尠からず。これらは皆信仰の年代久遠にして、既に純然神格化せられ居れど、その始めは西洋の学者が Nature-worship に対して下せる定義のごとくに、その動植物その物を威霊ありとして、これを尊崇するか、また、その奥に宿れる神霊を崇拜するか、さなくば、その動植物は、或る実体の神もしくは、その神の靈魂が化身して出現したるも

- (45) 同上 全集四 四五—四六頁
 (46) 同上 全集四 四五頁
 (47) 『日本憲法淵源論』全集四 四二〇頁
 (48) 同上 全集四 四三三—四三四頁
 (49) 『伊勢神宮』全集四 四六頁
 (50) 同上 全集四 四六頁
 (51) 『道徳科学の論文』⑥ 二六七頁
 (52) 同上 二六八頁
 (53) 同上 二七五—二七六頁
 (54) 同上 二七六頁
 (55) 同上 二七八頁
 (56) 広池千九郎遺稿
 (57) 一般に、日本人の自然観と宗教心について、日本人の自然に対する「親しさ」、「親しみ」ということが指摘され、「万物を成育させ、我々に恵みを与え、我々を育み育ててくれる天地自然は、我々の生命の母胎であり、根源であることは、意識するとしなにかかわらず、日本人の根本感情であろう。天地有情、万物同根というも、この心情の表れである」と指摘されている (喜多川忠一『日本人を考える』五七頁)。そして、日本人の意識調査に「宗教的な心は大切」とする人が八〇パーセントであるのに対して、「信仰をもっている」という人が二五—三

- 〇パーセントであるという報告がある。ここで言う「日本人の宗教的な心」とは、独特の「カミ」の觀念に基づくものであり、「日本人の信仰は、祈る対象である神や仏よりも、祈るところそのものに重点がおかれている。日本人は神社仏閣に参拝しても、そこに何が祭られているかを知らない場合が多い」と指摘され、それは「なにごとのおわしますかは知らねどもかたじけなさに涙こぼるる」(西行)調の心情をいう。つまり、特定の宗教を信じているのは、自然信仰的な心情であるということが出来る。(同上 八三頁)
 この自然に対する考えの根底には、自然の「なる」「ならせる」働きの「カミ」を「カミ」とする思想があり、それは広池博士が一連の神道研究 (天理教研究も含む) の中で「古代日本人における因果律の思想—人事上に起こる所の無形の因果法を信じる—日本民族の信仰」という図式で注目している「因果律に対する信仰」という要素と通じるものである。
 (58) 『伊勢神宮』全集四 五二—五三頁
 (59) 『伊勢神宮』増訂出版の緒言第一 全集四 三五頁
 (60) 『伊勢神宮』全集四 六五頁
 (61) 同上 六五頁

- のなりとか、若しくは、後文に述べるところの偶像教の觀念に本づいてこれを信仰するものなり。而して、その実体の神の化身云々の例は日本武尊東征の時、近江の膽吹山の山神が、大蛇となりし事、景行紀に見ゆる類にして、たとい自然崇拜を免れずと仮定するも、凡そ我が国有史以来今日まで、巖然として存在するものは、今日にてはなお前に云える皇室国家もしくは一部の民人に功勞ありし偉人の靈を祀ると同一の主旨によれるものとみなして、その信仰の理由合理的なり」とし、「外国人等が直ちにこれを見て他の野蛮民族の自然崇拜と混ざるときは大なる誤謬なりと謂わざるべからず」と述べている。(八一―八二頁)。そして、これは「風神雨師」についても同じ理由で崇拜されているとしている(八二頁)。
- (78) 同上 八七頁
 (79) 同上 八八頁
 (80) 同上 八八―九九頁
 (81) 同上 九九頁
 (82) 同上 九九頁
 (83) 同上 一〇三―一〇四頁
 (84) 同上 一〇六頁
 (85) 同上 一〇九―一一〇頁

- (86) 同上 一一五頁
 (87) 同上 一一五頁
 (88) 同上 一二六頁
 (89) 同上 一六三―一六四頁
 (90) 同上 五〇頁
 (91) それは「スサノオの天照大神に対する所業」に対して、天照大神のつた態度について、「反対に立ち迫害を加えられる敵に対して、慈悲寛大の御心にてこれを愛し、これを許され、敵の暴行をもって自己の不徳の致すところなりと御思召させたまいて自己反省の御心使いを遊ばすところの天祖の御聖徳の偉大なることは、古今東西その匹儔を見奉ることもできぬので、即ち所謂宇宙根本神靈の御靈徳と同一と見奉る外なく、また根本神靈の吾人類救済のために御再現ましますものと為し奉るべきものと思し奉るのである」としている(「神宮中心国体論」同上 四九頁)。
- (92) 「慈悲寛大自己反省」の精神をもって、日本人の育んできた精神文化の核心とするまでには多大の年月と苦勞を要したとし、「この研究の端緒を得たのは、全く予の神道に対する深き信仰心の誘導するところであつたのである。明治四十一年『伊勢神宮』を著した時に、古典は勿論、あらゆる古人の研究を搜索したけれど、ついにこゝ

- いうことは解らなかつたので、我が建国の眞の精神と我が国体の眞に万国に冠絶する所以と我が日本帝国および吾人日本民族が世界の列国と世界の諸民族とに対して有するところの天の使命とを学問上はた信仰上から証得し自覚し得たのは、全く明治四十二年以後、予の神道に対する信仰心の高潮せし結果に外ならぬのである……」と述べている(「神宮中心国体論」全集四 四三頁)。
- (93) 「神宮中心国体論」同上 五一―五三頁
 (94) 『道德科学の論文』⑥ 第十三章上 第七項「天照大神の天の岩戸籠りの原因状況およびその結果」の項
 (95) 同上 六 三三一頁
 (96) 同上 九 三〇二頁以下
 (97) 同上 七 二二六―二三二頁
 (98) 同上 九 二八五―二八六頁
 (99) 『道德科学研究所紀要』第一号 二二五頁
 (100) 前掲『期待される人間像』三八―三九頁